

## 語句の説明

★**保育所一時保育**：家庭での保育が一時的に困難となる場合や、育児に伴う身体的・心理的負担の軽減のため、児童を保育所で預かる。

★**保育所休日保育**：保育所に通所中の児童で、保護者の仕事の都合で日曜や祝日にも家庭での保育が困難な場合、児童を保育所で預かる。

★**保育所特定保育**：パートタイム就労等、就労形態の多様化に対応するため、週2日もしくは週3日の保育を行う。

★**幼稚園預かり保育**：保護者の就労等、家庭の状況に応じ、必要と認められる園児に幼稚園教育終了後の保育を実施する。

★**子育て支援センター**：子育て家庭に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援など 地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。担当する職員配置がある。

★**つどいの広場**：子育て親子の交流、集いの場の提供、子育て・悩み相談、子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援講習などを実施するもの。

★**ファミリーサポート**：ファミリーサポートセンターは会員による育児の助け合いを有料で行う。センター設置がなくとも同様な支援役割があるものを掲載している。

★**ショートステイ**：7日間を限度に24時間、児童を児童施設で預かる。所得に応じ費用負担あり。

★**トワイライトステイ**：6ヶ月以内で、1日4時間を限度とし午後2時～10時まで、児童福祉施設で通所により預かる。所得に応じ費用負担あり。

★**学童保育**：正式名称「放課後児童クラブ」。「放課後児童健全育成事業」により放課後や学校休業日等、留守家庭の子どもの生活を守る。市町村によって呼び名は変わる。

★**児童館**：児童福祉施設で、児童の集団的・個別的な健全育成が目的。学童クラブ・子育てサークル等の拠点ともなっている。

★**人口（人）**：平成18年人口（奈良県統計課ホームページより）

★**年少人口率（％）**：15歳以下の総人口に占める割合。

★**就学前人口（人）**：0～5歳児の小学校入学未満人口。基本的に平成19/4/1現在。

★**待機児童数**：保育所への入所を待機している児童数。定員超過のほかに、希望園への待機を含む。

★**病児保育**：基本的に保育所に通っている子どもが病気をした際に、親の就労を継続確保するために、一時的に病児の世話をする保育。看護師が児童のケア行うのが特徴。

★**病後児保育**：基本的に保育所に通所している病気の回復期にある子どもが、保育所の集団生活にまだ適さない場合が対象で、子育てと就労支援の一環。保育所に入所していない児童でも、社会的に止むを得ない事由、家庭保育が困難な場合には受け入れる地域もある。

★**認可外保育施設**：乳児又は幼児を保育する目的の施設であり、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設。保育に欠ける事由の有無に関係なく、保育を希望する保護者は施設に直接申し込む。